

違法な漁具・漁法に注意!!

道内では、残念なことに「さけの引っ掛け釣り」や「あさり、しじみのじょれん引き」など、法令で使用が認められていない漁具や漁法により違法に水産動物を採捕する遊漁者が多く見受けられます。

違法な漁具・漁法の使用はおやめ下さい!!

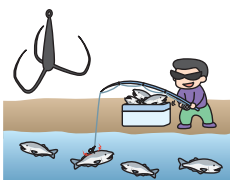
〈道内で見られる違法な漁具・漁法〉

違法な漁具・漁法の名称	主な対象魚介類
引っ掛け釣り	さけ、からふとます
じょれん引き	あさり、ほっきがい、しじみ
からめ採り(ポンポン、モップ)	うに、かに、つぶ、なまこ
ホタテ釣り(ハンガー釣り)	ほたてがい
ざる採り(つぶざる、かにざる)	つぶ、かに、うに、あいなめ
魚採りかご(パツタンかご、折り畳み式かご)	つぶ、かに、うに、あいなめ
カニ網(こんぶがにからめ釣り)	かに
潜水器	あわび、うに、なまこ、つぶ

〈共同漁業権の侵害による違反〉

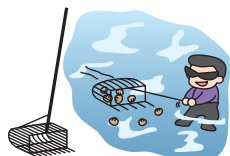
漁具・漁法の名称	主な対象魚介類
たこ釣り(共同漁業権魚種の採捕)	たこ
素もぐり(共同漁業権魚種の徒手採捕)	あわび、うに、なまこ、つぶ

■違法な「引っ掛け釣り」とは…【毎年候学者多数！悪質な密漁行為！】



河川内、河口付近の海岸などにおいて、釣竿を「しゃくる」ようにして、能動的に釣り針に水産動植物を引っ掛ける行為
 ※能動的とは…自分から他へはたらきかけること。
 ※針の形状や大きさを問わず、釣り方により違法となる場合がありますので、ご注意ください！

■違法な「じょれん引き」とは…【意外と知られていない密漁行為！】



漁港内の砂浜や水際付近などにおいて、じょれんで水底を引いて、金網内に入った砂や泥を水中でふるいに掛けて、あさりやしじみなどの貝類を採る行為

※ここでは、主な違反事例を紹介しています。詳しくは、P4-5「遊漁に関するルール」をご覧ください。

気を付けたい ルールと マナー

海や川でのレジャーは楽しいものですが、残念なことに、一部の心ない人達のルール違反やマナー違反により、漁業生産活動を妨げたり地域の人々の生活に支障を与えているケースが少なくありません。

ここでは、皆さんに是非守っていただきたいルールやマナーのうち、代表的なものを掲載します。

レジャーはマナーを守ることが大切です。

共通

- 密漁は禁止されています。絶対にしてはいけません。
- 天候・海況だけでなく自分の体調にも配慮し、どんな時でも安全に気を付けましょう。
- ゴミはポイ捨てせずに、必ず持ち帰りましょう。
- 漁港等での迷惑駐車は、漁業活動に大きな支障を与えるのでやめましょう。
- 漁業活動や他の船舶の航行を妨げないように注意し、漁具には近づかないようにしましょう。
- 台風が近づいているときや津波のおそれがあるときは、海や川などでのレジャーは危険ですのでやめましょう。



釣り

- 小さな魚はリリースし、数を競わない釣りをしましょう。
- 漁業施設に釣り針を引っ掛けないように気を付けましょう。
- 電線の下を通過するときは、感電のおそれがあるので釣り竿をたたんでから通過しましょう。
- 釣り糸が電線に掛かった場合はむやみに触れず、電力会社に連絡しましょう。
- 釣りをするときはライフジャケットを着用して安全管理に心がけましょう。



PB・遊漁船

- 港を利用する場合は許可が必要です。管轄する市町村役場などに問い合わせてください。
- 航行ルールを守ってください。
- 沖合の漁具に係留してはいけません。また航行の際は、漁具のロープやボンテン(浮き)などを引っ掛けないように注意しましょう。



ミニボート

- ミニボートの適正利用について、詳しくは15ページ及び次のホームページをご覧ください。
<http://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/>

水上バイク

- 遊泳者や船の近くで無謀な運転をしてはいけません。大事故の原因となります。



ダイバー

- 潜水する場所は、事前に最寄りの漁業協同組合に確認してください。
- 器材の点検や整備を怠らないようにしましょう。
- 定められた講習を受けてください。
- 単独行動は慎み、バディシステムを守りましょう。
- 水産動植物に触れたり、餌を与えたりしてはいけません。岩や石なども動かさないようにしましょう。
- 国立公園等の区域内では特別なルールがある場合があります。事前に確認し、ルールを遵守しましょう。

